[評価結果の公表様式]

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名: 株式会社 中部評価センター

(認証番号:21地福第785号)

訪問調査

平成23年12月8日(木)

実施日:

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人せんねん村	種別:(施設種別)保育所			
(施設名)中野郷保育園	(基準の種類)児童福祉施設(保育所版)			
代表者氏名:(施設長)鈴木 裕江 定員(利用人数):90名				
所 在 地:〒445-0083	TEL 0563-56-8810			
愛知県西尾市中原町新道1番地				

③総評

◇特に評価の高い点

今年度より同法人が経営する二つ目の保育園がオープンしたことにより、大幅な人事異動が行われ、当園では 職員のほぼ半数が新規採用保育士となった。園長も就任1年目ではあるが、保育サービスの質の向上に意欲を 持って臨んでおり、主任保育士との息の合った連係によって改善活動にも着手している。その一つに職員の勤務 体制の見直しがあり、延長保育での職員配置が充実したことや、保護者へのきめの細かい対応が可能となったこ と等の成果を出している。

地域との連携を重要視しており、園の行事を地域の回覧板で広報したり、定期的に系列の老人施設を訪問したりしている。園庭開放は24年度から実施の予定であるが、未就園児の親子の遊びの会や給食体験は既に実施している。病後児保育にも積極的に取り組んでおり、前年度は延43名の利用があった。

「豊かな感性を育てる」ことは、園の保育方針にも謳われているが、ここでは心を豊かにできる表現活動がさかんに行われており、子どもたちはのびのびとした表現力を発揮していた。自由に遊べる環境設定をして、子どものやりたい遊びを適切に援助している。

◇改善を求められる点

事業計画としての「運営案」は、職員が保育サービスを適切に提供するための方向性を示すものとして十分に機能しているが、策定に際して市・子ども部が策定した「西尾市次世代育成支援行動計画(後期)」が参照されていなかった。市が示す計画の中の自園に関係する項目については、「運営案」の中の取り入れ、園としての対応・方針等を意思表示しておくことが望ましい。

新園開設による大規模な人事異動があって、職員構成に年齢的な偏りが出てきているが、将来を見据えた具体的な人材育成プランは作成されていなかった。また、「職員研修計画」に従って研修が実施されているが、研修実施後に教育効果を測定したり、個々の教育・研修の必要性を評価・検証したりする仕組みもなかった。職員育成のための包括的・体系的なシステム構築が望まれる。

行事計画については担当が決められ計画・実行・反省が行われており、次年度への計画へと繋げている。しかし、職員研修と同様、日々の保育の場面や職員の対応などについて、園全体としての定期的な評価・反省までは行われていない。保育の質の向上のために、様々な場面で定期的な評価・反省が行われることを期待したい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成23年度より体制が新しくなり、職員構成も若く、熱意はあるが実際の生活や保育計画は十分でない状況の今年度、第三者評価を受けられたことは今後の指標となった。今回の結果を受け、今後検討委員を設け、話し合いを深めていく。また、職員の成長・向上へ向けての検証作業も課題として、平成24年度より職員育成のシステムを築いていくことを目標にしたい。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念·基本方針

				第	三者	許低	話結り	
I -1	I-(1) 理念、基本方針が確立されている。							
	I -1-(1)-① 理念が明文化されている。	保	1	a		b		С
	Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保	2	a		b		С
I -1	Ⅰ-(2) 理念、基本方針が周知されている。							
	Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保	3	(a)		b		С
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保	4	(a)		b		С

評価機関のコメント

子どもにも分かりやすい法人の理念「こころのびのび からだいきいき いのちきらきら」が、運営案の冒頭に記載されており、園のホームページ上にも載せてある。保護者へは入園式や進級式等の機会を使って説明しており、保護者アンケートの結果からも周知の深さが認められる。

法人の理念は、保育の理念一保育の目標一保育方針、と続いており、それぞれが整合性を持って策定されている。

Ⅰ-2 事業計画の策定

					第	三者	皆評価	結	果
I -2	2-(1) 中•長期	的なビジョンと計画が明確にされている。							
	I -2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保	5	а	•	b		С
	I -2-(1)-(2)	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保	6	а		b		С
I -2	2-(2) 事業計画	回が適切に策定されている。							
	I -2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保	7	а		b		С
	I -2-(2)-(2)	事業計画が職員に周知されている。	保	8	a	•	b		С
	I -2-(2)-(3)	事業計画が利用者等に周知されている。	保	9	a		b		С

評価機関のコメント

法人が策定した「せんねん村中長期計画」があり、園独自の中・長期計画は策定されていない。また、市・子ども部によって「西尾市次世代育成支援行動計画(後期)」が示されているが、園の事業計画(運営案)策定時には参照されていない。 事業計画の職員周知に関しては、今年度より同法人が経営する二つ目の保育園がオープンしたことによって大幅な人事 異動と職員の大量採用が行われたため、職員会議等において十分な説明が行われた。保護者に関しても十分な説明が行われており、理念の周知同様、保護者アンケートから周知の徹底が確認された。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三	者評価	話結	果
I -3	-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。					
	Ⅰ-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明してい	る。 保 10	а •	b	•	С
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行	っている。 保 11	а •	b	•	С
I -3	-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。					
	Ⅰ-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮して	にいる。 保 12	(a) •	b		С
	Ⅰ-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を	を発揮している。 保 13	а •	b		С

評価機関のコメント

前任園長が、今年度4月に開設された新たな保育園に転出したため、現園長は就任1年目での第三者評価受審となった。新規に採用された若い職員が約半数を占めるという中で、手探りの園運営が続いている。

しかし、保育サービスの質の向上に関しては意欲を持って臨んでおり、園長と主任保育士との息の合った連係によって改善活動にも着手している。その一つに職員の勤務体制の見直しがあり、延長保育での職員配置が充実したことや、保護者へのきめの細かい対応が可能となったこと等の成果を出している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

				笋	三者	皆評価	i結見	果
П-	1-(1) 経営環境(の変化等に適切に対応している。						
	II-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	а	•	b		С
	II-1-(1)-(2)	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	а		b		С
	II-1-(1)-(3)	外部監査が実施されている。	保 16	а		b		С

評価機関のコメント

地域的に子どもが少なく、外国人の子どもの比率が高いという特殊性を持った園である。園長就任1年目でもあり、市の 園長会をはじめ各種の会合に積極的に参加し、園運営に有効な情報の収集を図ろうとしている。

公認会計士や税理士の外部監査を受けていないため、財務・会計面での透明性は担保されていないが、第三者評価を 定期的(前回受審は3年前)に受審することによって、事業運営の適切性やサービスの質の向上につなげようとしている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

					第三	Ξ者	評価	i結	果
II -2	2-(1) 人事管理	里の体制が整備されている。							
	II -2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 1	7 a		•	b		©
	II -2-(1)-(2)	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	3 a		• (b		С
II -2	2-(2) 職員の京	t業状況に配慮がなされている。							
	II -2-(2)-(1)	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築 されている。	保 1) (a) •	•	b		С
	II -2-(2)-(2)	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20) a		• (b		С

П-	2-(3) 職員の貿	質の向上に向けた体制が確立されている。						
	II -2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保	21	а		b	С
	II -2-(3)-(2)	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基 づいて具体的な取組が行われている。	保	22	a		b	С
	II -2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保	23	а	•	b	С
II -	2-(4) 実習生の	D受入れが適切に行われている。						
	II -2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備	保:	24	а		b	С

同法人内の新保育園開設に伴う大幅な人事異動があって、職員の年齢的な偏りが出てきているが、将来を見据えた具体的な人材育成プランはない。人事考課では、自己評価を実施したうえで園長との話し合いを行い、異動の希望の聞き取り や意見交換を行っている。

職員の勤務体制を見直して、延長保育の充実や保護者への対応の円滑化を図っている。

職員への教育については、「職員研修計画」を策定しており、その計画に従って研修が実施されたことが確認できた。ただし、研修実施後に、教育効果を測定したり、個々の教育・研修の必要性を評価・検証したりする仕組みはない。

実習生の受け入れに関して、マニュアルを整備して積極的な受け入れ姿勢を見せているが、今年度の実績はない。

Ⅱ-3 安全管理

					第	三律	香評 征	話結	果
П-	3-(1) 利用者の	D安全を確保するための取組が行われている。							
	II -3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保	25	a		b		С
	I −3−(1)−②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保:	26	a		b		С
	II -3-(1)-(3)	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職 員に通知している。	保:	27	a		b		С
	II -3-(1)-4	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保:	28	a	•	b	•	O
	II -3-(1)-(5)	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保:	29	а	•	b	•	С
	II -3-(1)-6	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な 取組を行っている。	保:	30	a	•	b	•	С
	II -3-(1)-7	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保:	31	а	•	b	•	С
	II -3-(1)-(8)	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保;	32	а	•	b	•	С

評価機関のコメント

「避難訓練年間指導計画」に従って園児の避難訓練を行っており、実施後には反省会を開き、課題の抽出を行って次回訓練につなげている。

園の運営における安全・衛生面での必要なマニュアル類は整備されているが、職員への周知が不徹底なものも散見される。業務経験の少ない職員については、実際の訓練に加えて座学での学習の必要性が感じられる。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

					第	三市	皆評 価	結	果
II -4	4-(1) 地域との	関係が適切に確保されている。							
	II -4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保	33	a		b		С
	II -4-(1)-(2)	保育所が有する機能を地域に還元している。	保	34	a		b	•	С
	II-4-(1)-(3)	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立してい る。	保	35	а		b		С

II -4	4-(2) 関係機関との連携が確保されている。						
	Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	(a)		b	•	С
	Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	(a)	•	b	•	С
II -4	4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。						
	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	а	•	b	•	С
	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	(a)		b		С

地域との連携・交流を模索する中で、園周辺に一般民家がないというハンデはあるが、園の行事を地域の回覧板で広報したり、定期的に系列の老人施設を訪問したりしている。園庭開放は24年度から実施の予定であるが、未就園児の親子の遊びの会や給食体験は既に実施している。病後児保育にも積極的に取り組み、前年度は延43名の利用があった。地域の福祉ニーズを把握する取り組みには薄いが、多文化子育て支援事業、親子給食体験、病後児保育等々、地域ニーズに対応した事業展開もある。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

				第	三者	香評 個	話結	果
Ⅲ −1	1-(1) 利用者を	E尊重する姿勢が明示されている。						
	Ⅲ -1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組 を行っている。	保 40	(a)		b		С
	Ⅲ −1−(1)−②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備してい る。	保 41	(a)	•	b	•	С
Ⅲ-1	1-(2) 利用者滿	5年の向上に努めている。						
	Ⅲ −1−(2)−①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	a		b		С
Ш−1	1-(3) 利用者だ	が意見等を述べやすい体制が確保されている。						
	Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	(a)		b		С
	Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	a	•	b	•	С
	Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	(a)		b		С

評価機関のコメント

意見箱の設置や相談窓口の表示、外国人の子どものための通訳や看護師の配置など、さまざまな形で相談や意見の言える仕組みがあり、対応した際の記録も十分である。また、行事ごとのアンケートを今年度から始めており、保護者の意向への配慮もされている。

今後は、アンケートの結果を活かして行事計画を進めていくことや、行事だけでなく日ごろの保育全般における保護者の 意向も把握されることを期待したい。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第	;三君	皆評 価	i結	果
ш-:	2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。						
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	(a)		b		С
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・ 改善計画を立て実施している。	保 47	а	•	b	•	С

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。									
	III-2-(2)-(1)	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが 提供されている。	保	48	a		b		С
	III-2-(2)-(<u>2</u>)	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保	49	a		b		С
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。									
	Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保	50	a		b	•	С
	Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保	51	а		b		С
	Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保	52	a		b		С

行事計画については担当が決められ計画・実行・反省が行われており、次年度への計画へと繋げている。しかし、日々の保育の場面や職員の対応などについて、園全体としての定期的な評価・反省までは行われていない。様々な場面で、保育の質の向上のために定期的に評価・反省が行われることを期待する。

職員の提案により、夏の乳児の週案ではより効率的な方法への書き方の変更を行っており、様々な場面で職員の意見が取り入れられて改善につながっている。記録の管理については、鍵のついた棚に入れているものの、どの情報を守り、どの情報を開示するか、という部分において曖昧さが残っており、具体的な共有についての仕組みづくりが望まれる。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果						
ш-3	Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。								
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	a		b		С		
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	a		b		С		
ш-3	Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。								
	Ⅲ-3-(2)-① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	(a)		b		С		

評価機関のコメント

ホームページの作成や市役所へのパンフレットの配置などで情報の提供を行っている。また、月2回子育て支援の日を設け、午前の遊びから給食までの保育園体験ができるようにしている。子育て支援の日には毎回15名程度の参加がある。 保育所の変更に際しては指定の書式にて引き継ぎを行っている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

				第三者評価結果						
Ш-	Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。									
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	a	•	b	•	O			
Ш-	Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。									
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	a	•	b	•	С			
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	a		b		С			

評価機関のコメント

入園に際しては、決められた手順と様式に従ってアセスメントを行っている。その後の保育に必要な事項については、職員会議で共有し保育へ繋げている。保育についての計画も適切に策定され、評価・見直しが行われている。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

				角	第三 章	者評価	話結:	果
Ⅲ −5−	(1)健康管理	・食事サービスが適切に行われている。						
П	<u>I</u> -5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども 一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 5	9 (a)	•	b		С
1	I I-5-(1)- ②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを 保育に反映させている。	保 6	0 (a)	•	b	•	С
П	II-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 6	1 a		b		С
П	II-5-(1)- 4	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 6	2 a	•	b		С
П	II-5-(1)-(5)	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 6	3 a		b		С
I	II-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 6	4 (a)		b		С
Ⅲ −5−	(2) 保育環境	が適切に整備されている。						
П	II-5-(2)-(1)	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 6	5 a	•	b	•	С
П	II-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 6	6 a	•	b	٠	С
Ⅲ −5−	(3) 保育内容	が適切に行われている。						
П	II-5-(3)-(1)	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 6	7 a	•	b		С
I	II-5-(3)-(2)	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況 に応じて対処している。	保 6	8 a	•	b		С
П	II-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 6	9 a		b		С
I	II-5-(3)-4	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 7	0 a	•	b		С
П	II-5-(3)-(5)	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 7	1 a	•	b		С
П	II-5-(3)-6	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 7	2 a		b		С
I	II-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 7	_		b		С
П	II-5-(3)-®	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 7	4 a		b		С
П	II-5-(3)-9	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 7	5 a	•	b		С
	II-5-(3)-10	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 7	6 a	•	b		С
П	II-5-(3)-(1)	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 7	7 a		b		С
I	II-5-(3)-(12)	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との 関連を考慮しながら行っている。	保 7	8	j	丰該主	当	
Ⅲ –5–	(4) 入所児童	の保護者の育児支援が適切に行われている。						
I	II-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 7	9 (a)	•	b	•	С
П	II-5-(4)-2	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 8	0 a	•	b		С
I	<u>I</u> I-5-(4)- <u>③</u>	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報 が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 8	1 (a)	•	b		С
П	II-5-(4)- 4	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、 児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 8	2 a		b		С

少人数園ではあるが、心を豊かに育てる表現活動がさかんに行われており、子どもたちはのびのびとした表現力を発揮していた。自由に遊べる環境設定をして、子どものやりたい遊びを適切に援助していた。

子どもの食生活については、園としても問題意識があり、家庭との連携を図ろうとしているが、理解が得られず実効を伴っていない。しかしサンプル展示やレシピ紹介、個別の声かけ等、できる限りの努力がされている。

延長保育においては延長担任が決められており、保護者の安心へと繋がっている。障害児保育の指定園ではないため、現在は行われていないが状況によっては対応する準備はある。一時保育は行われていない。